

返戻金制度

当社の職業紹介により就職した求職者（貴社に採用された人材）が就業開始後（入社日起算日とします）、自己都合による退職もしくは、その本人の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、当社は求人者（採用企業）の求めにより、成功報酬（紹介手数料）の一部を下記のとおり返還するものとします。ただし、退社等が貴社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

記

退社等が

- （１）入社後１か月未満の場合 成功報酬（紹介手数料）の 80%
 - （２）入社後１か月から３か月以内の場合 成功報酬（紹介手数料）の 50%
- （成功報酬には消費税および地方消費税を含みます）

以上